

新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例施行規程（平成23年4月1日上下水道局規程第13号）

最終改正：

改正内容：平成23年4月1日上下水道局規程第13号 [平成23年4月1日]

○新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例施行規程

平成23年4月1日上下水道局規程第13号

新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例（平成8年条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（分担金の減免）

第2条 条例第8条の規定により分担金の減免を受けようとする者は、賦課決定通知書を受け取ったとき、又は減免の理由が発生したときは、遅滞なく特定環境保全公共下水道事業分担金減免申請書を、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、別表に定める特定環境保全公共下水道事業分担金減免基準に基づきその適否を審査決定し、特定環境保全公共下水道事業分担金減免決定通知書により受益者に通知するものとする。

3 分担金の減免の適用を受けている者が、適用期間中にその理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届出なければならない。

4 管理者は、前項の届出があったとき、又は減免の理由が消滅したと認めるときは、特定環境保全公共下水道事業分担金減免消滅通知書により受益者に通知するものとする。

（準用規定）

第3条 前条に規定するもののほか、条例の施行に関し必要な事項については、新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程（平成23年上下水道局規程第12号）の規定を準用する。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

別表

特定環境保全公共下水道事業分担金減免許可基準

該当条項	対象となる土地等の例	減免率	摘要
1 条例第8条第1号に定めるもの (公用若しくは公共に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)	1 道路、河川等 2 教育施設、社会教育施設、社会福祉施設等の用地 3 一般庁舎用地 4 公務員宿舍用地 5 公営住宅用地	100% 75% 50% 25% 0%	
2 条例第8条第2号に定めるもの (公企業の用に供している土地に係る受益者)	1 郵政事業、水道事業等国又は地方公共団体の経営する企業用財産用地	25%	
3 条例第8条第3号に定めるもの (公の生活扶助を受けている受益者等)	1 生活保護法により生活扶助を受けている者	100%	
4 条例第8条第4号に定めるもの (状況により分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)	1 国又は地方公共団体以外の者が設置する教育又は社会福祉施設の用地 2 宗教法人法第2条に掲げる神社、寺院、教会その他これに類する団体がその目的のために使用する土地 ア 境内地 イ 墓地 3 国又は地方公共団体が文化財等として指定した土地 (建物又は工作物等の敷地を含む。) 4 自治会等の集会所用地で公共性があると認められる土地 5 私道又は私水路で公共性があると認められる土地 6 前各項に定めるもののほか、管理者が特に分担金の減免を必要と認めた土地	75% 50% 100% 100% 75% 100% そのつど調査し決定する。	本来の目的に使用しない土地は除く 本来の目的に使用しない土地は除く